

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の概要 (木材伐出機械等関係)

趣 旨

林業では、動力を用い、不特定の場所に自走できる林業機械の機能の多様化、高度化が進められている。多くの林業現場で、これらの機械を使用して伐木、造材、集材等の作業が行われているが、同時に死亡災害を含む労働災害が発生してきている。そこで、「車両系林業機械の安全対策に係る検討会」における議論を踏まえ、木材伐出機械等を使用する作業による労働災害を防止するため、必要な改正を行うものである。

改正の内容

◎：新設(一部改正を含む) ○：既存

		伐木等 機械	走行集材 機械	架線集 材機械	簡易架線集 材装置	機械集材 装置
① 機械・ 装置に よる作 業での 危険防 止	一般的な措置(ヘッドガード等の設置、地形等の調査、作業計画の作成、最大使用荷重等の厳守、制動装置等の点検と補修、作業指揮者他)	◎	◎	◎	◎	◎
	車両の転倒、逸走等の防止(制限速度の設定、幅員の確保等、※運転位置から離脱する時の逸走防止他)	◎	◎	◎	◎ (※のみ)	◎ (※のみ)
	機械との接触、飛来落下等の防止(危険箇所への立入禁止、運転席の防護柵等、運転中の離脱の禁止他)	◎	◎	◎	◎	◎
	伐木作業及び造材作業での危険の防止	◎				
	車両の走行による集材作業での危険の防止(走行時の荷台への乗車禁止、積載時の荷崩れ防止措置他)		◎			
	ウインチによる作業での危険の防止(ワイヤロープの安全係数、不適格なワイヤロープの使用禁止、点検、合図)		◎	◎	◎	◎
	集材装置による集材作業での危険の防止(制動装置等の設置基準、最大使用荷重等の表示、架線集材機械を集材機として用いる場合の措置他)					◎ 空中での運 搬の禁止
② 機械・装置の運転業務従事者に対する特別教育の実施	学科6H 実技6H	学科6H 実技6H	学科6H 実技8H	学科6H 実技8H	学科6H 実技8H	

施行日等

平成25年11月29日公布、①は、平成26年6月1日施行、②は、平成26年12月1日施行
ただし、①の一部の規定については施行日前に存在する機械について必要な経過措置を定める。

新たに規制の対象となる木材伐出機械等の種類

車両系木材伐出機械 動力を用い、不特定の場所に自走することができる機械 改正安衛則第36条参照

伐木等機械

伐木、造材、原木等の集積を行うための機械。

(例) ハーベスタ

伐木、枝払い、玉切りの各作業と玉切りした材の集積を行う自走式の機械。



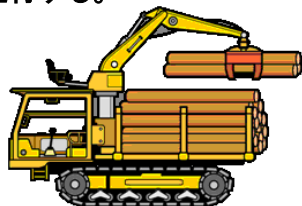
(その他の例) フェラバンチャ、プロセッサ、グラップルソー、木材グラップル

走行集材機械

車両の走行により集材を行うための機械。

(例) フォワーダ

グラップル装置で玉切りした短幹材を荷台に積載して運搬する機械。主として作業路上を走行する。



(その他の例) スキッド、集材車、集材用トラクター

架線集材機械

動力を用いて原木等を巻き上げることにより運搬するための機械。

(例) スイングヤーダ

油圧ショベル等に複胴のウインチを装備し、アームを支柱として、架線を用いて集材を行う自走式の機械。



(その他の例) タワーヤーダ、集材ウインチ

集材装置 集材機等により構成され、動力を用いて、原木等を巻き上げ、運搬する設備

簡易架線集材装置

原木等の一部が地面に接した状態で運搬する設備。



機械集材装置

空中において運搬する設備。(従来の定義に同じ。)

